

私道整備補助 概要・申請等手順

(ホーム > 宮城野区トップページ > 公園・道路・建築・街並み > 道路 > 私道等の整備補助)

■概要**◎趣旨**

私道等の整備または災害復旧を促進し、生活環境の向上を図る

※私道等：一般公衆の用に供され、道路法その他の法令にその設置および管理に関し特別の定めのないもの
 (特定個人または法人等に専ら使用されているものは非該当)
 (法定外公共物(国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地)の道路は該当)

※整備：・私道等の改良、舗装(オーバーレイを含む、部分的な補修を除く)
 (「新設」される私道は一般公衆の用に供されるされるか確認できないため不可)
 (道路自体を成り立たせる「擁壁」や「橋梁」は路面の整備・舗装等に付随するものであれば対象)
 (「街路灯」は「街路灯補助」で行う)
 ・安全な通行確保に必要な施設の設置(上記と併せて設置するものに限る)
 (例：防護施設、カーブミラー、道路標識、道路照明灯、区画線等)
 ・地下埋設物、電柱、街灯柱の移設は含まない

※災害復旧：地震、風水害、その他の災害によって損壊した(通行不能の)私道等の復旧

◎要件

予算の範囲内において、次の各号に該当するもの

- (1) 概ね延長30m以上
- (2) 概ね5戸以上の住民が利用(「賃貸マンション」や「アパート」は「1集合体で1戸」)
(人の通れる出入り口が私道等に面していれば戸数にカウント、建築中は居住確認後)
- (3) 概ね道路幅員4m以上(建築基準法第42条 第2項の道路(みなし道路)はこの限りではない)
- (4) 側溝を敷設する場合は、道路幅員4m以上(「暗渠等」もやむを得ない)
- (5) 排水施設を整備する場合は、流末排水に支障のないもの(「ポンプ」や「民地上の排水」は対象外)
- (6) 私道等に接する法面がある場合は、工事に支障のない程度に保護されているもの
- (7) 災害復旧の場合は、(2)～(5)に該当するもの
- (8) 既に補助を受けた場合は、前回から10年以上経過し、通行に支障がある(危険を伴う)もの

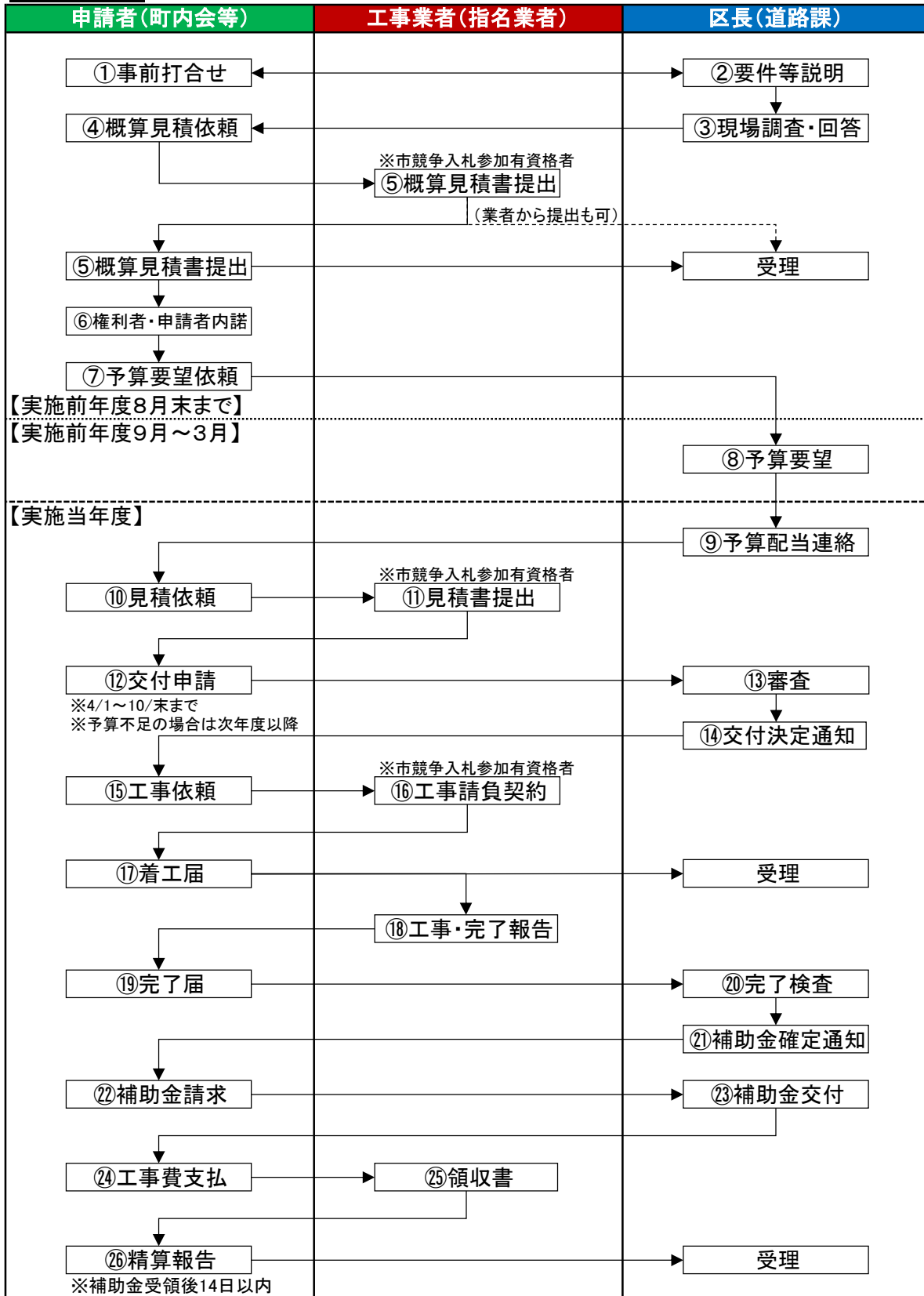
◎補助額

・市の積算工事費と業者の見積額の低い方の9割以内(1,000円未満切捨て、各年度1件700万円まで)

※2ヶ年以上の分割はやむを得ないが、「各年度毎に要件を満たすことが条件」

※区の予算が不足する場合は、次年度以降に申請受付

■申請等手順



②要件等説明

次頁の要件・補助額等説明

③現場調査・回答

現場調査後、要件適否を申請者へ連絡

④概算見積依頼、⑩見積依頼

市の競争入札参加資格者名簿に掲載の業者へ依頼（複数業者への依頼を勧める）

ホーム＞事業者向け情報＞契約・入札＞競争入札参加資格＞競争入札参加資格者名簿

⑥権利者・申請者内諾

権利者（私道所有者）から私道を整備することについて同意がもらえるか

申請者（私道利用者）から整備費の1割を負担することについて同意がもらえるか

⑫交付申請

【様式】私道等の整備等補助金交付申請書（代表者を定めて申請（「〇〇地区私道利用者の会」等））

位置図

整備等計画書【様式】

設計図書（設計書、平面図、標準横断図、構造図等）

見積書（市の競争入札参加資格者名簿に掲載の業者から）

私道等の敷地の公図（写し）

私道等の敷地の登記事項証明書

申請者名簿【様式】

予算書【様式】

権利者の同意書【様式】

誓約書（代表者の念書）【様式】

※4月1日から10月末日まで（11月1日以降は次年度（災害復旧はこの限りではない））

※区の予算が不足する場合は、次年度以降に申請

⑭交付決定通知

【様式】私道等の整備等補助金交付決定通知書

整備着工届、整備完了届、請求書

⑰着工届

【様式】整備着工届

工事請負契約書（写し）

現場代理人・主任技術者届

工程表

⑱完了届

【様式】整備完了届

工事写真（施工前、施工中、完了）

工事出来高図

工事日報

⑲補助金確定通知

【様式任意】私道等の整備等補助金交付確定通知書

⑳補助金請求

【様式】請求書（パソコン入力可、首標金額及び請求日の訂正不可）

振込先金融機関通帳のコピー（金融機関名・支店名・普通当座・口座番号・口座名義がわかるもの）

※振込先口座名義の団体名が申請者の団体名と一致しているもの

㉑精算報告

【様式】精算書

工事費支払領収書（写し）（事業費全額分）

※補助金交付受領後14日以内に提出